

修正案第1号

平成22年12月17日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

発議者 角田晃一

〃 吉波伸治

議案第74号生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改  
正する条例の制定についてに対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第115条の2及び生駒市議会会議規則第16  
条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第74号生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案

議案第74号生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のとおり修正する。

第1条中「490,000円」を「595,000円」に、「437,500円」を「531,250円」に、「399,000円」を「484,500円」に改める。

第2条中「18人」を「20人」に改める。